

1. 事故概要と調査・検討委員会設置等の対応経緯

— 目 次 —

1.1 笹子トンネル事故概要	2
1.1.1 中央自動車道 笹子トンネル内で発生した崩落事故について	2
1.2 トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会の設置	4
1.2.1 委員会名簿	4
1.2.2 「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」規約	5
1.2.3 委員会開催状況	6
1.2.4 現地視察状況	7
1.3 笹子トンネル事故発生後の対応	8
1.3.1 トンネル天井板の緊急点検について（2012（平成24）年12月3日通達）	8
1.3.2 中央自動車道 笹子トンネル（下り線）の開通見直しについて （2012（平成24）年12月8日発表）	14
1.3.3 中央自動車道 笹子トンネル（下り線）の開通見直しについて （2012（平成24）年12月25日発表）	15
1.3.4 中央自動車道 笹子トンネルの復旧について （2013（平成25）年1月9日発表）	16
1.3.5 国土交通大臣の現地調査について（中央自動車道笹子トンネル復旧工事現場）	17
1.3.6 中央自動車道 笹子トンネル（上り線）の開通見直しについて （2013（平成25）年2月1日発表）	17
1.3.7 笹子トンネル事故後の復旧活動と現地状況	18
1.3.8 トンネル内の天井板等の第三者被害防止対策について （2013（平成25）年3月29日通達）	19
1.3.9 接着系ボルトを用いた吊り方式の天井板を有するトンネルの今後の方針	21
1.3.10 接着系ボルトの使用にあたっての留意事項について （2013（平成25）年5月29日通達）	22

1.1 笹子トンネル事故概要

1.1.1 中央自動車道 笹子トンネル内で発生した崩落事故について



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release



国 土 交 通 省
平成 24 年 12 月 7 日 11 時 00 分現在

中央自動車道笹子トンネル内で発生した崩落事故について
(第 4 報 [最終報])

1. 被害状況等

- 発生日時： 平成 24 年 12 月 2 日 (日) 8 : 03 分頃
- 発生場所： 中央自動車道 (上り) 82.7kp (大月 JCT～勝沼 IC 間 笹子トンネル内)
- 発生状況： 笹子トンネル上り線 82.7kp 付近 (東坑口から約 1.7km [トンネル延長は 4.7km] のトンネル内) でトンネル天井板が落下し、車両 3 台が巻き込まれた。
- 人的被害の状況 (4 日 11:15 消防庁調べ)
： 死者 9 人、負傷者 2 人 (うち軽傷 1 人、中等症 1 人。いずれも女性)
- 通行止め： 【上り線】 大月 JCT～勝沼 IC 2 日 8:05～
大月 JCT～宮御坂 IC 2 日 10:00～
【下り線】 大月 JCT～勝沼 IC 2 日 8:18～

2. 国土交通省の対応

○国土交通省の体制

- 【本省】・12/2 9:00 警戒体制 (道路災害)
- ・12/2 11:30 中央道笹子トンネル事故対策本部設置
(本部長：佐藤直良 事務次官)
- ・12/2 16:50 第 1 回中央道笹子トンネル事故対策本部会議開催
- ・12/3 8:00 第 2 回中央道笹子トンネル事故対策本部会議開催
- ・12/3 14:45 第 3 回中央道笹子トンネル事故対策本部会議開催
- ・12/6 16:30 羽田国土交通大臣の指示により「中央道笹子トンネル事故関連施策に係る連絡検討会議」設置。「中央道笹子トンネル事故対策本部」廃止

【関東地整】・12/2 14:05 関東地整災害対策本部設置 (応援体制)

○国土交通省の対応

- ①国土交通大臣の指示
 - ・事故対応に関する大臣指示 (2 日 15:27)
- ②自動車局から全日本トラック協会への通知
 - ・日本道路交通情報センターが提供する迂回ルートの案内情報について、2 日、自動車局より全日本トラック協会に対し、事業者へ周知するよう通知。
- ③国土交通大臣による現地調査
 - ・羽田国土交通大臣が 3 日 AM に被災現場の調査を実施。
- ④道路局からトンネル天井板の緊急点検の実施指示
 - ・3 日 14:00 に高速道路会社及び地方整備局等に対して、事故と同様の天井板を設置しているトンネルの緊急点検の実施を指示

- ・対象は、計 49 トンネル
- ⑤国土交通大臣の再指示
 - ・事故対応に関する大臣からの再指示（3 日 15:40）
- ⑥トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会の設置
 - ・4 日、標記委員会（委員長：今田 徹 東京都立大学名誉教授、委員）を設置。
 - ・4 日 15 時～ 現地調査、17 時～ 第 1 回会合（開催場所：関東地方整備局 相武国道事務所）

○国土交通省の支援活動

- ①緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣
 - ・本省および関東地方整備局からリエゾン（情報連絡担当官）1 名を中日本高速(株)八王子支社に派遣。7 日現在、1 名/日を派遣中（12/2～12/7）。
 - ・3 日 9:15 に関東地方整備局からリエゾン（情報連絡担当官）3 名をトンネル坑口付近（東京側）に追加派遣（3 名/日、12/3～12/5）。7 日現在、2 名/日を派遣中（12/6～12/7）。
- ②道路技術専門家の派遣
 - ・2 日 20:00 から中日本高速(株)からの要請により土木研究所の道路技術専門家 1 名を中日本高速(株)八王子支社に派遣。
- ③災害対策用機械の派遣
 - ・2 日 12:15 から災害対策用ヘリコプター（あおぞら号）が出動し、被害状況調査を実施。
 - ・2 日から中日本高速(株)の要請により、照明車 2 台を関東地方整備局から東京側および甲府側の坑口付近に派遣。
 - ・3 日 9:15 から中日本高速(株)の要請により、対策本部車 1 台を関東地方整備局から追加派遣。7 日 11 時現在トンネル坑口付近（甲府側）で活動中。
 - ・7 日 11 時現在、照明車が東京側の坑口付近で 1 台、甲府河川国道事務所大和国道出張所で 1 台待機中。

3. 関係機関の対応

○官邸の対応

- ・3 日朝、総理から国土交通大臣に対し、事務方を通じて以下の指示がされた。
 - ①被害者の救急、救助に全力であたること。
 - ②早期の原因究明と再発防止の徹底
 - ③相談窓口の設置など、被害者の方々への真摯な対応
- ・3 日 AM 齊藤官房副長官が羽田国土交通大臣とともに被災現場の調査を実施。

問い合わせ先：国土交通省道路局高速道路課 有料道路調整室 川原
 電話 03-5253-8500(直通)
 水管理・国土保全局防災課災害対策室 石関、堤
 電話 03-5253-8461(直通)
 大臣官房参事官(運輸安全防災)付 鈴木、福重
 電話 03-5253-8309(直通)

1.2 トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会の設置

1.2.1 委員会名簿

「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」

名 簿

委員長	こんだ とおる 今田 徹	東京都立大学 名誉教授 工学博士
委員	にしむら かずお 西村 和夫	首都大学東京 教授 工学博士
委員	に お じゅんいちろう 二羽 淳一郎	東京工業大学 教授 工学博士
委員	ましも ひでと 真下 英人	(独) 土木研究所 道路技術研究グループ長
委員	みずの あきさと 水野 明哲	工学院大学 学長 工学博士
委員	もとばし けんじ 本橋 健司	芝浦工業大学 教授 工学博士
委員	もり のぞむ 森 望	国土技術政策総合研究所 道路研究部長

(敬称略)

1.2.2 「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」規約

「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」規約

平成24年12月4日

(名称)

第1条 この委員会は、トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会（以下「委員会」という。）という。

(目的)

第2条 委員会は、平成24年12月2日に発生したトンネル天井板の落下事故を受けて、落下の発生原因の把握や、再発防止策等について専門的見地から検討することを目的とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局の推薦により委員の確認によってこれを定める。

3 委員長は、委員会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、国土交通省道路局が行う。なお、中日本高速道路株式会社は、必要な資料提供、説明など、委員会の運営に協力する。

(関係者からの意見聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼びその意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第7条 会議については冒頭部分のみ公開とし、傍聴は不可とする。議事要旨について、事務局は委員長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。

(守秘義務)

第8条 委員会委員に対しては、国家公務員と同様に国家公務員法上の守秘義務が課せられる。

以上

1.2.3 委員会開催状況

撮影日：2012(平成24)年12月4日



1.2.4 現地視察状況

撮影日：平成 2012(平成 24)年 12 月 4 日



1.3 笹子トンネル事故発生後の対応

1.3.1 トンネル天井板の緊急点検について(2012(平成 24)年 12 月 3 日通達)

国道保第 10 号
国道高第 154 号
平成 24 年 12 月 3 日

各 地 方 整 備 局 道 路 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 道 路 維 持 課 長 殿
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿
独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 企画部長 殿
東日本高速道路株式会社 管理事業本部長 殿
中日本高速道路株式会社 保全・サービス事業本部長 殿
西日本高速道路株式会社 保全サービス事業本部長 殿
首都高速道路株式会社 保全・交通部長 殿
阪神高速道路株式会社 保全交通部長 殿
本州四国連絡高速道路会社 保全部長 殿

国土交通省 道路局
国道・防災課長
国土交通省 道路局
高速道路課長

トンネル天井板の緊急点検について

平成 24 年 12 月 2 日、中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道笹子トンネル内の天井板が落下する事故が発生した。

については、貴管内において事故と同様の天井板を設置しているトンネルの緊急点検を実施されたい。

事 務 連 絡

平成24年12月3日

北海道開発局建設部

道路維持課長補佐 殿

各地方整備局道路部

道路管理課長 殿

沖縄総合事務局開発建設部

道路管理課長 殿

国道・防災課

道路保全企画室 課長補佐

トンネル天井板の緊急点検について

標記については、平成24年12月3日付け国道保第10号「トンネル天井板の緊急点検について」で通知したところであるが、以下により緊急点検を実施し、当職まで報告されたい。

対 象：別紙のとおり

内 容：別紙のとおり

期 限：平成24年12月12日（水）17：00

連絡先：国道・防災課 道路保全企画室

事 務 連 絡

平成24年12月3日

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 企画部 企画課長 殿
東日本高速道路株式会社 管理事業本部 管理事業統括課長 殿
中日本高速道路株式会社 保全・サービス事業本部 企画統括チームリーダー 殿
西日本高速道路株式会社 保全サービス事業部 保全サービス統括課長 殿
首都高速道路株式会社 保全・交通部 保全企画グループ課長 殿
阪神高速道路株式会社 保全交通部 保全企画課長 殿
本州四国連絡高速道路株式会社 保全部 保全企画課長 殿

高速道路課

有料道路調整室 課長補佐

トンネル天井板の緊急点検について

標記については、平成24年12月3日付け国道高第154号「トンネル天井板の緊急点検について」で通知したところであるが、以下により緊急点検を実施し、当職まで報告されたい。

対 象：別紙のとおり

内 容：別紙のとおり

期 限：平成24年12月12日（水）17：00

連絡先：高速道路課 有料道路調整室

(別紙)

中央自動車道笹子トンネルの天井板落下に係る緊急点検について

対 象：吊り金具により支えられた天井板を有するトンネル

(なお、吊り金具に支えられた天井板が設置されている区間を対象)

点検内容：以下の内容について点検を行う。詳細は参考資料を参照すること。

- (1)天井板の吊り金具と固定金具
- (2)天井板の吊り金具の固定部分付近および台座部の覆工コンクリートの健全性
- (3)天井板の変形・破損の有無
- (4)その他、天井板等の落下に繋がる可能性のある事象の有無

点検方法：対象トンネルについて近接目視と打音、触診による点検を実施

(天井板に実際に上がって点検を行う)

なお、点検にあたっては、事前に天井板の状態や交通の状況に十分に注意するなど事故防止に努めること。

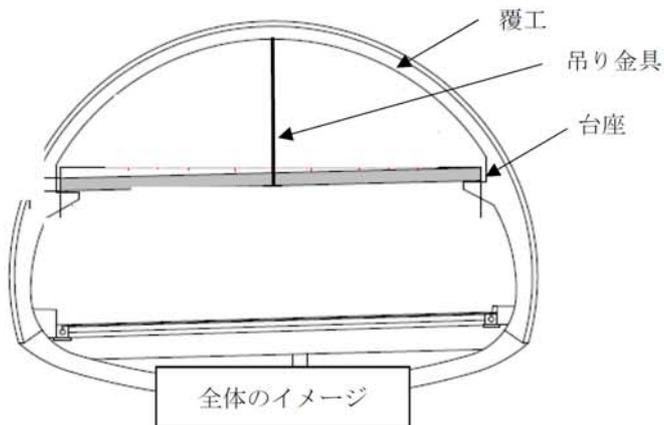
以上

(別紙-参考資料)

1. 点検対象トンネル

吊り金具により支えられた天井板を有するトンネル
(なお、吊り金具に支えられた天井板が設置されている区間を対象)

2. 一般的な天井板設置の構造の例(現地の状況により異なる可能性がある)



- (1)トンネル覆工上部から吊り下げられた鋼材(吊り金具)と天端の固定部(参考写真・1)
- (2)吊り金具と天井板の固定のレール部(参考写真・2)
- (3)トンネルの左右の側壁に突き出る形で設けられている台座と金具(参考写真・3)

天井板は、台座の上にある一定の間隔(今回の竹子トンネルは 1.2m との情報)で連続して敷き詰められている。また、吊り金具は、ある間隔(今回の竹子トンネルでは天井板と同じ 1.2m との情報)でトンネル上部の覆工コンクリートにボルトで固定されている。





3. 点検における着目箇所

- (1)吊り金具本体の健全性(腐食, 損傷, 変形, 緩みの有無)
- (2)吊り金具の天端の覆工コンクリートの固定部における定着状況(金具の腐食やボルト・ナット等の脱落, 抜け, 緩みの有無)
- (3)吊り金具の固定部付近の覆工コンクリートの健全性(ひび割れやうき・はく離, 漏水, 遊離石灰の有無)
- (4)吊り金具と天井板を固定しているレール部の定着状況(金具の腐食やボルト・ナット等の脱落, 抜け, 緩みの有無)
- (5)台座部の金具の健全性(金具の腐食やボルト・ナット等の脱落, 抜け, 緩みの有無)
- (6)台座部の覆工コンクリートの健全性(ひび割れやうき・はく離, 漏水, 遊離石灰の有無)
(天井板上部および車道側の両方向から確認を行う)
- (7)天井板本体の健全性(劣化や損傷, 変形等の有無)

4. 点検方法

- (1)近接目視
- (2)触診 (緩みの状況等を少々引っ張る等によって確認等を行う)
- (3)台座部および天端部付近の覆工コンクリートに関する打音点検

1.3.2 中央自動車道 笹子トンネル(下り線)の開通見通しについて (2012(平成 24)年 12 月 8 日発表)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成 24 年 12 月 8 日
国土交通省
中日本高速道路(株)

中央自動車道笹子トンネル(下り線)の開通見通しについて

平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル(上り線)天井板の落下事故に伴う通行止めの影響が広範囲に及んでいることを踏まえ、下り線の安全性を確保した上で早期に交通を確保するため、12月9日より下り線の天井板の撤去工事を開始します。

これにより、年内を目標に、下り線を用いた対面通行による上下車線の確保を目指します。

- 対策内容 笹子トンネル(下り線)天井板撤去工事(9日～) : 約 4.4km
- 通行方法 下り線を用いた対面通行により上下車線を確保
- 開通時期 年内を目標に開通

【位置図】



1.3.3 中央自動車道 笹子トンネル(下り線)の開通見通しについて (2012(平成 24)年 12 月 25 日発表)

中日本高速道路(株)
(同時発表)

平成 24 年 12 月 25 日
国土交通省道路局

中央自動車道笹子トンネル（下り線）の開通見通しについて

平成 24 年 12 月 2 日に発生した中央自動車道笹子トンネル（上り線）天井板の落下事故に伴う通行止めの影響が広範囲に及んでいることを踏まえ、下り線の安全性を確保した上で年内を目標に交通を確保するため、12月9日より下り線の天井板の撤去工事に着手しています。

このたび笹子トンネル（下り線）の開通見通しと通行方法が決まりましたので、お知らせします。

- 開通見通し 12月29日から、下り線を用いた対面通行（上下1車線ずつ）での開通を予定しております。
(開通時間等詳細は決まり次第お知らせします。)
- 通行方法
 - ①対面通行区間は、勝沼 I C～大月 J C T 間約 19 km のうち、笹子トンネル（下り線）を含む約 8 km です。
 - ②対面通行区間の規制速度は、笹子トンネル内が 40 km/h、その他の区間は 50 km/h となります。
 - ③現在、通行止めとなっている一宮御坂 I C～勝沼 I C の上り線については通行止めが解除されます。



1.3.4 中央自動車道 笹子トンネルの復旧について (2013(平成 25)年 1 月 9 日発表)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

中日本高速道路(株)
(同時発表)

平成 25 年 1 月 9 日
国土交通省道路局

中央自動車道 笹子トンネルの復旧について

笹子トンネル（下り線）につきましては、昨年12月29日に上下1車線ずつの対面通行で開通しましたが、笹子トンネル（上り線）についても安全確保のうえ早期開通を目指すこととし、天井板撤去作業に着手することとなりましたのでお知らせします。

- 撤去作業着手日 1月11日 ※順次準備工事を開始しております
- 主な工事内容 天井板撤去、換気設備設置、はく落対策等
- 通行方法 上下線各2車線通行 ※下り線は対面通行を解除
- 開通目標 2月下旬を目標に開通

【位置図】



中央自動車道 笹子トンネル復旧工事 全体工程表（工事の進捗に応じ、随時見直し予定）

工 種	2013年1月			2013年2月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
準備工	■					
天井板撤去		■	■	■		
換気設備設置			■	■		
はく落対策等				■	■	
交通安全施設 下り線切替工事等						■

※工事と並行して「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の覆工コンクリートコア抜き試験を実施します。なお同委員会の追加調査等が生じた場合にも適宜実施してまいります。

1.3.5 国土交通大臣の現地調査について(中央自動車道笹子トンネル復旧工事現場)

太田国土交通大臣は、2013年(平成25)年1月26日(土)に、中央自動車道笹子トンネルで実施されていた復旧工事の現地調査を実施し、早期の復旧等を中日本高速道路(株)に指示。

1.3.6 中央自動車道 笹子トンネル(上り線)の開通見通しについて (2013(平成25)年2月1日発表)

Press Release


国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



中日本高速道路(株)
(同時発表)

平成25年2月1日
国土交通省道路局

中央自動車道 笹子トンネル(上り線)の開通見通しについて

昨年12月2日に発生した天井板落下事故に伴い通行止めとなっております笹子トンネル(上り線)について開通見通しが決まりましたので、お知らせします。

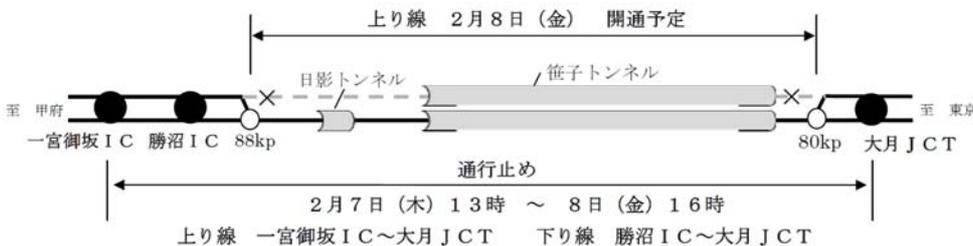
また、現在対面通行により開通している勝沼IC~大月JCT間を一方2車線通行にする工事のため、通行止めを行いますので、あわせてお知らせします。

なお、対面通行中に実施していた料金調整も終了いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

■開通見通し 2月8日(金)の開通を予定。
(天候等の関係で変更の可能性があり、具体的開通日時は改めてお知らせします。)

■下り線一方化工事のための通行止め

- ①実施予定日 2月7日(木)13時~8日(金)16時まで
※実施日が荒天の場合は変更となります。その際は改めてお知らせします。
- ②区間 上り線 一宮御坂IC~大月JCT間
下り線 勝沼IC~大月JCT間
- ③工事内容 対面通行のために設置した、中央分離帯(連絡路、チャッターパー等)、交通安全施設などの撤去を予定



上り線 2月8日(金) 開通予定

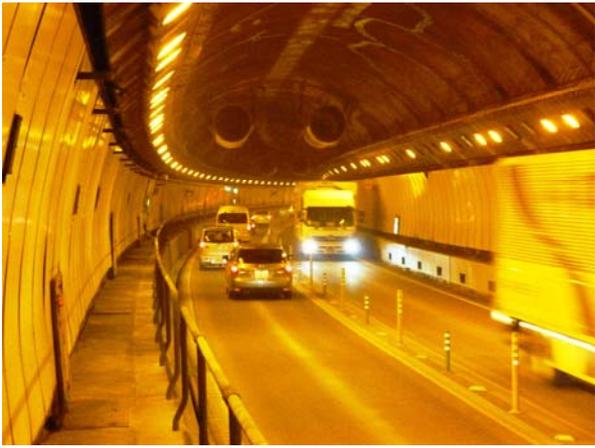
至 甲府 ← 一宮御坂IC 勝沼IC 88kp 日影トンネル 笹子トンネル 80kp 大月JCT → 至 東京

通行止め
2月7日(木)13時 ~ 8日(金)16時
上り線 一宮御坂IC~大月JCT 下り線 勝沼IC~大月JCT

問い合わせ先 : 国土交通省道路局高速道路課

川原、沓掛	TEL : 03-5253-8500
NEXCO中日本 広報室	TEL : 052-222-3628
お客様センター	フリーダイヤル : 0120-922-229

1.3.7 笹子トンネル事故後の復旧活動と現地状況

笹子トンネル事故後の復旧工事状況(中日本高速道路(株)提供)	
<p>天井板撤去工事① (撮影日:2012(平成24)年12月16日)</p> 	<p>天井板撤去工事② (撮影日:2012(平成24)年12月13日)</p> 
<p>対面通行状況 (撮影日:2013(平成25)年2月5日)</p> 	
<p>天井板解体工事 (撮影日:2013(平成25)年1月15日)</p> 	<p>上下線復旧後通行状況 (撮影日:2013(平成25)年2月12日)</p> 

**1.3.8 トンネル内の天井板等の第三者被害防止対策について
(2013(平成25)年3月29日通達)**

国技電第51号
 国総公第161号
 国道利第20号
 国道保第27号
 国道高第274号
 平成25年3月29日

北海道開発局 建設部 建設行政課長 殿
 建設行政課長 殿
 道路維持課長 殿
 機械課長 殿
 各地方整備局 企画部長 殿
 企画部長 殿
 道路部 長 殿
 道路部 長 殿
 沖縄総合事務局 開発建設部長 殿
 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 企画部長 殿
 東日本高速道路株式会社 管理事業本部長 殿
 中日本高速道路株式会社 保全・サービス事業本部長 殿
 西日本高速道路株式会社 保全サービス事業本部長 殿
 首都高速道路株式会社 保全・交通部長 殿
 阪神高速道路株式会社 保全交通部長 殿
 本州四国連絡高速道路会社 保全部長 殿

国土交通省 大臣官房
 技術調査課長

総合政策局
 公共事業企画調整課長

道路局
 路政課長

国道・防災課長

高速道路課長

トンネル内の天井板等の第三者被害防止対策について

平成24年12月2日に中日本高速道路株式会社が管理する中央自動車道笹子トンネル内の天井板が落下する事故が発生したことを踏まえ、同年12月3日付「トンネル天

井板の緊急点検について（国道保第10号、国道高第154号）」にて、トンネル天井板の緊急点検を実施したところである。

今般、平成25年3月27日に開催された第4回トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会（委員長今田徹 東京都立大学名誉教授）において、接着系ボルトで固定された吊り天井板等に係る指摘を頂いたところであり、これを踏まえ、下記のとおり取り扱われたい。

記

（既存の吊り天井板）

- ・常時引張り力を受ける接着系ボルトで固定された既存の吊り天井板については、換気方式の変更の可否、周辺交通への影響等を勘案して、可能な限り撤去されたい。やむを得ず存置する場合は、バックアップ構造・部材を設置されたい。
- ・当該措置が完了するまでの間は、点検頻度を増やすなどのモニタリングを強化されたい。
- ・なお、当面の措置として、バックアップ構造・部材が設置されていないものについては、速やかにサンプリングを行い引張载荷試験を実施されたい。
- ・天井板の撤去等の方針や、引張载荷試験の結果については、とりまとめ次第報告されたい。

（その他の吊り重量構造物）

- ・常時引張り力を受ける接着系ボルトで固定されたその他の吊り重量構造物や施設について把握し、対応について検討されたい。

報告先：道路局 国道・防災課 道路保全企画室
 " 高速道路課 有料道路調整室

1.3.9 接着系ボルトを用いた吊り方式の天井板を有するトンネルの今後の方針

■接着系ボルトを用いた吊り方式の天井板を有するトンネルの今後の方針

2013（平成25）年5月28日現在

【高速道路会社管理】

No	管理者	路線名	トンネル名称	上下列	完成年度	トンネル延長 (km)	吊り天井板			
							設置延長(m)	撤去方針 (予定)	バックアップ を要量	モニタリング 強化
1	中日本高速道路 株式会社	中央道	恵那山(えなさん)トンネル	下線	1975	8.5	撤去予定 (2月公表済分)	—	○	○
2				上線	1988	4.3	撤去するの否か 検査中	—	○	○
3	西日本高速道路 株式会社	京滋バイパス	肥後(ひご)トンネル	上線	1997	6.3	撤去予定 (4月公表済分)	—	○	○
4				下線	1989	6.3	撤去予定 (4月公表済分)	—	○	○
5				上線	1994	6.3	撤去予定 (4月公表済分)	—	○	○
6	首都高速道路 株式会社	中央環状線	飛鳥山(あすかやま)トンネル	内回り	2001	0.5	存置予定	○	バックアップを 設置しているため 対象外	
7				外回り	2001	0.7	存置予定	○		
8	阪神高速道路 株式会社	31号神戸山手線	神戸長田(こうべながた)トンネル	上線	2002	3.4	撤去するの否か 検査中	○	バックアップを 設置しているため 対象外	
9				下線	2003	3.9	撤去するの否か 検査中	○		

【国管理】

7	10	国道3号	東栗子(ひめしぐり)トンネル	上下線	1966	2.4	撤去予定 (5月公表済分)	—	○	○
8	11	国	月山第一(めづさげふち)トンネル	上下線	1976	2.6	撤去予定 (5月公表済分)	○	バックアップを 設置しているため 対象外	
9	12		月山第二(めづさげふち)トンネル	上下線	1975	1.5	撤去予定 (5月公表済分)	○		

【地方公共団体・地方道路会社管理】

10	13	山梨県	(主)甲府自動車線	上下 一体	1977	0.8	撤去予定 (2月公表済分)	—	○	○
11	14	静岡市	国道50号	下線	1978	2.2	撤去するの否か 検査中	—	○	○
12	15	兵庫県道路公社	遠岡(とのおか)有料道路	上下 一体	1976	2.6	撤去予定 (2月公表済分)	—	○	○
13	16	神戸市道路公社	西神戸有料道路	下線	1992	3.0	撤去するの否か 検査中	—	○	○

筐子トンネル天井板の落下事故を受けて、落下の発生原因の把握や同種の事故の再発防止策について検討する目的で設置された「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会（委員長：今田 徹東京都立大学名誉教授）」での指摘を踏まえ、平成25年3月29日付け国技電第51号、国総公第161号、国道利第20号、国道保第27号、国道高第274号「トンネル内の天井板等の第三者被害防止対策について」において、接着系ボルトで固定された吊り天井板等の取り扱いについて通知したところである。

今般、第5回同委員会において、接着系ボルトの使用にあたっての留意事項が指摘されたので、下記のとおり、取り扱われたい。

記

（今後の接着系ボルトの使用）

長期耐久性能について一定の知見の蓄積がなされるまでの措置として、トンネル天井板、ジェットファン、道路標識等を固定する吊り構造等の常時引張り力を受ける箇所へは原則として接着系ボルトを使用しない。

なお、常時引張り力を受ける接着系ボルトで固定された既設の吊り重量構造物については、第三者被害を防止するための措置として、バックアップ構造・部材の設置などを進める。